

人権文化の息づくまちを 市民の皆様とともに



京都市長
高橋 謙吉

今日、国際社会では、人権の尊重が平和の基礎であるということが共通認識となりつつあり、来る21世紀は「人権の世紀」とであるといわれています。

人権とは、一人一人の尊厳が認められるとともに、自由な生き方が尊重され、平等に社会に参加できるという普遍的な権利であり、日常生活と密接に結びついております。

しかし現実には、性別、国籍、民族、出身、障害の有無といった違いが、差別や偏見の原因となったり、社会的に排除する理由になって、人権が守られていない状況があります。

私は京都のまちが、「人が生きる舞台として、光り輝くまちであり続けたい」と考えております。そのためには、まちや暮らしの中に人権を尊重する考え方が根付いた「人権文化」を市民の皆様とともに築いていくことこそが、人権問題の解決に必要不可欠であり、この平成11年3月には、「人権教育のための国連10年京都市行動計画」を策定いたしました。

この度、この計画に基づく取組の一つとして、人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」を創刊いたしました。身近な人権問題に気付き、理解を深め、どう行動していけばよいのかを共に考えていただくための様々な情報をお届けしてまいります。

この情報誌を通じて人権問題への関心が高まり、人権文化の息づくまち・京都を築いていく市民の皆様の輪が広がることを願っています。

巻頭特集

「人権教育のための 国連10年京都市行動計画」 人権文化を育むのは、私たち一人一人です。

「人権の世紀」と呼ばれている21世紀に向けて、
今、世界中の国々で「人権教育のための国連10年」の取組が進められています。
今回の特集では、京都でのこの取組を進めるために、
この3月に策定した京都市行動計画の内容についてご紹介します。



知っていますか？

「人権教育のための国連10年」

昭和23年(1948年)、国際連合は「世界人権宣言」を採択しました。その第1条には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と記されています。この宣言は、今世紀に起こった2つの世界大戦の反省に基づくもので、以後の国際社会における人権に対する基本的な考え方となっています。

しかし、東西の冷戦が終わった後も、人種、民族、宗教などの対立による紛争は絶えず、世界各地で難民が生じ、数多くの人々が飢えや貧困に苦しんでいます。また、人種や身分による差別、政治の抑圧によって人権や生命を脅かされている人も少なくありません。

これらの問題を解決していくためには、一人一人が人権についての正しい知識を学び、それを生活の中で活かす方法を身につけることが大切です。このような観点から国際連合は平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」と定め、世界各国に人権教育への積極的な取組を呼びかけています。

これを受けて、日本政府は平成9年に「国内行動計画」を策定。京都市も人権文化の息づくまちを目指し、これを具体的に進めるために、今年3月に「人権教育のための国連10年京都市行動計画」を策定しました。

京都市はこう考えています！

「人権教育のための国連10年 京都市行動計画」

京都市では、日々の暮らしの中に人権を大切にし、尊重しあう習慣が根付いた、人権文化を育みたいと考えています。

人権文化を築いていくのは、市民一人一人です。人権は決して他人の問題ではなく、私たちそれぞれの暮らしに深くかかわっています。誰もがそのことをしっかりと理解することから、すべてが始まるのです。

たとえば、国籍、性別、宗教、出身などに左右されることなく、一人一人が自分らしく、希望にみちて生きる権利が保障されなければなりません。異なる考え方、生き方、文化の違いを認め合い、支え合って、共に生きる「共生の心」が、ほんとうに豊かな社会を生み出すのです。

市民それぞれの活動を大切にしながら、京都市はあらゆる分野を通じて、人権文化を築いていくために人権教育を推進していきます。

人権教育とは、国際連合では人権教育を「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義しています。



みんなで語り合いたい！

「私たちのまわりの人権問題」

京都市では、人権教育を通して市民の皆さんとともに、身近な人権問題について、どう行動していけばよいのかを考えていきます。

女性

今日でも、性に基づく不平等、差別、偏見などによって女性の人権や人間としての自由が妨げられています。「男は仕事・女は家庭」といった言葉に象徴される固定的な性別役割分担意識も、その大きな要因の一つです。過去の社会・文化の中で生まれたこのような意識にとらわれず、あらゆる分野で女性が実力を発揮できる社会を築かなければなりません。

子ども

年々、子どもに対する人権侵害が増えています。虐待、いじめはもとより子どもの健全な成長を妨げる家庭や社会の環境も問題になっています。子どもを一人の人間としてとらえ、その人格を尊重することが、子どもの人権問題を解決するための基本です。必要な保護や援助についての取組とともに、子どもの人権についての認識が根付いていくことが必要です。



高齢者

高齢社会を迎えて、介護を必要とする高齢者や核家族化による一人暮らしの高齢者が急増し、高齢者とその家族を取り巻く環境が大きく変化してきています。心豊かな長寿社会を実現するためには、介護サービスを確かなものとし、社会参加や自己実現を支援し、世代を超えた交流を進めることが大切です。また、高齢者を支えるあたたかい地域社会づくりも欠かせません。

障害のある人

「京都市障害者実態調査」を見ても、「社会が障害のある人に理解と関心を持ってほしい」、「道路に自転車などの障害物が多い」といった意見が寄せられています。障害のある市民も障害のない市民も共に歩み、のびやかな日々を送れる社会が、普通の社会であるはず

です。一人一人が障害のある人への理解を深め、また、あらゆる社会経済活動に積極的に参加できる環境づくりを進める必要があります。



同和問題

同和問題は近世までの身分制社会から生じた日本固有の人権問題です。永年にわたる数多くの取組によって、市民の理解は着実に深まっていますが、現在でも結婚や就職などにかかわって差別や偏見が残っており、身元調査が行われている実態もあります。同和問題を解決するためには、問題に対する正しい理解と家庭、地域、企業などあらゆる場での人権を守るための対話と実行が必要です。

外国人

日本に住む外国人が国籍、民族、文化などの違いを理由として偏見や差別を受け、社会への平等な参加が妨げられていることが外国人の人権問題です。「京都市在住外国人意識・実態調査」でも、4割以上がなんらかの差別を感じていると答えています。国籍が違って、在住外国人は同じ市民です。心の壁を取りはらい、「外国籍市民」を共に生きるパートナーとする社会を築いていくことが大切です。

HIV感染者

エイズについての誤解や他人事とする意識が患者・感染者やその家族への差別、偏見を生み出しています。エイズは、感染経路も予防方法も分かっており、これらを正しく理解しておけば、感染しない病気です。また、周囲に理解者がいれば、患者・感染者も前向きに治療や今後の生活について考えることができます。エイズの問題は、市民一人一人が自らのこととして考えることが大切であると言えます。

はじめています！

「人権文化を育む6つの分野」

京都市では、人権文化を築いていくために市民の皆さんとともに6つの分野から様々な取組を進めていきます。

学校等における人権教育の推進

保育所では一人一人の人格を尊重し、自立心と社会性の芽生えを培う保育を進めていきます。また、家庭や地域の子育てを支援します。

学校では「男女平等教育」「養護育成教育」「同和教育」「外国人教育」や、「こころの健康」「いじめ」「不登校」などの課題にも取り組み、一人一人が自らの能力を発揮し、相手の人権を尊重し、共に成長する基礎を育みます。

人権尊重の考え方が根付くための取組

自ら学ぼうとする市民の主体性を基本に、興味や関心に応じた学習の場や教材を提供していきます。また、市民公募事業など新たな手法の導入や、ボランティア活動の振興を図るなど、創意と工夫をこらした事業を展開します。さらに、人権教育に関する最新の情報を提供していきます。

社会参加と交流の推進

それぞれの能力と希望に応じて社会活動に参加し、自己実現を図れる社会づくりを目指して、男女共同参画の促進や、高齢者や障害のある市民の社会参加を支援する取組などを進めていきます。また、区民ふれあ

い事業、世代間や障害のある市民と地域住民等の市民相互の幅広い交流事業を展開します。

市民の自主的な取組の支援

人権文化を培う主役は市民。このような視点に立って、市民の主体的な人権教育への取組を積極的に支援していきます。市民啓発推進員の研修会への派遣、企業や区民ぐるみ組織の取組の支援、人権教育の指導者育成などを行います。

人権尊重の社会風土づくり

市民しんぶん、テレビ、ラジオ、パンフレット、ポスターなどのさまざまな広報媒体を活用して、人権問題への関心を高めていきます。また、憲法月間(5月)、人権強調月間(8月)、人権月間(12月)には啓発事業を集中展開し、人権尊重のまちづくりをアピールします。

人権尊重を基本とした市政の推進

京都市のすべての施策・事業を、人権の尊重をものさしとする人権行政として進めます。また、高い人権意識と優れた職務能力を持つ京都職員を育成し、新世紀に向けた人権文化のまちづくりに取り組んでいきます。



認め合い、支え合って、共に生きる、「人権文化の息づくまち・京都」を。

人、輝いてまーす!

「人、輝いてまーす!」は、京都に人権文化を築くための取組を進めておられる市民や団体をご紹介していくコーナーです。今回は、老人クラブの活動をはじめ多方面で、より良い社会づくりに力を尽くしておられる玄武淑子さんに、人権についての考えをお聞きました。

玄武さんたちの最近の活動の一つに「寝たきりゼロを目指す運動」があります。器具などを用いた体力テスト、薬と医療に関するアンケート調査を行い、高齢の患者さんが医院でもらっている薬に対する知識を持ち、病状についても医師からより詳細な説明が受けられるような働きかけを実施。また、高齢者のプライバシー保護にも取り組まれています。

「今年は国際高齢者年ですが、ご高齢の方々の人権を考える時、いつも申し上げているのが元気と勇気ということです。つねにご本人が前向きに、できることを精一杯行い、主張すべきだと思えば、勇気を持って発言する。そこから、誇りある日々が生まれ、心も輝いてくると確信しています。周りの人々のあたたかいまなざしはもちろん大切ですが、人権とはまず自分で守るべきものではないでしょうか。決して後ろ向きになることなく、与えられたいのちを生かしていただきたいと切に願っています。自分を本当に大切にする人は、他人もまた大切にします。それぞれが毅然とした生き

それぞれが誇りある生き方を大切に



京都市老人クラブ連合会
会長 玄武 淑子さん

方を持ち、人間性を高めれば、一人一人の「いのち」が輝く社会になる。これが、玄武さんの人権についての基本的な考えです。

また最近、障害のある方々に対する考え方を一変させる意見のある障害者の会の方からお聞きになったそうです。「たとえば街で車椅子の方や杖についておられるご高齢の方を見かけても、安易な手助けはいらないとおっしゃるのです。その人たちは、そうして街へ出ている限り、自分に自信があり、自立しているわけだから、手を出してはいけない、というご指摘を受けました。…微妙な部分も含んではおりますが、意識を変えなければいけないと思いました。」

「人権」を「いのち」と置き換えれば、もっと分かりやすくなるのではという玄武さん。お互いのかけがえのない「いのち」を大切に、受け継いでいく。そうすれば、年齢や障害の有無などの理由のない偏見も、きっと消えていくとおっしゃいました。心に残る言葉です。

にゅーす
特急便

男女共同参画社会基本法案が 国会で審議されています!

「男女共同参画社会」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことを言います。

今、国会に提出されている「基本法」は、
(1) 男女の人権の尊重
(2) 社会における制度などについての配慮

- (3) 政策などの立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 国際的協調

を基本理念に掲げ、少子高齢化などの社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を総合的、計画的に推進することを目的としています。

この法案には、国、地方、国民それぞれの責務が定められており、その成立により、男女共同参画社会の実現に向けて大きな役割を果たすものと考えられます。

編集後記

日々に新緑の増す季節に「人権文化」という若葉を育てたいという思いを込めて創刊号をお届けします。難しい、堅苦しいと思われがちな「人権」について、暮らしの中の身近な問題として、分かりやすく紹介していきたいと考えています。芽吹いたばかりの「あい・ゆーKYOTO」。より良い紙面づくりのため、あなたの「声」をお寄せください。この情報誌は、年3回(5月、8月、12月)発行します。

ひと・まち・ロマン  元気都市・京都

発行日 平成11年5月1日
発行 京都市文化市民局人権文化推進部人権文化推進課
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る
☎075(222)3381
京都市印刷物第110112号